

## いじめに関する現状と課題

- ・ SNSを介して、相手を誹謗中傷する行為がみられる。・ **強い口調で相手に不快なことを言うてしまう行為がみられる。**
- ・ ふざけ合いなどを含め、軽くぶつかったり、叩いたりすることで、相手に対してストレスを与えるような行為がみられる。
- ・ 故意ではないが、相手をじっと見たり、失敗を笑ったりすることで、相手に不安感や不快な思いを与えてしまう行為がみられる。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・ 「いじめは、人権を侵害する決して許されない行為であること」という、強い認識を全教職員がもつこと。
  - ・ いじめられている児童生徒の立場に立った、親身な指導を全教職員が行うこと。
  - ・ いじめは、家庭教育にも関わりがあることから、平素から家庭との連携を密にすること。
- 〈重点となる取組〉
- ・ 個性や差異を尊重する態度や、その基礎となる価値観を育てる指導を推進する。
  - ・ スマホやインターネットの正しい扱い方をインターネットリテラシーに沿って指導する。

## 保護者・地域との連携

## 〈連携の内容〉

- ・ 家庭に対して、生徒指導の基本方針や問題行動への対処、関係機関との連携等について伝える。
- ・ 家庭に対して、いじめ問題についての啓発を行うとともに、家庭訪問や学年だより等を通じて、家庭との緊密な連携を図る。
- ・ SNSに係る危険性やネット上のいじめについての認識を深めるため、情報モラルに関して、保護者への啓発を促進する。
- ・ 必要に応じて、児童相談所、警察等の地域関係機関との連携協力を行う。

## 学 校

## いじめ対策委員会

## 〈役割〉

- ・ いじめ対策の全体計画や対策マニュアル等を立案し、いじめ対策委員会の運営と、会議結果の全教職員への周知を行う。

## 〈開催時期〉

- ・ 年2回開催する。（6月、10月）
- ・ 緊急時には、いじめ緊急対応会議を開く。

## 〈内容の教職員への伝達〉

- ・ 直後の職員会議で周知する。緊急時は職員朝礼で伝達する。

## 〈構成メンバー〉

- ・ 学校長、副校長、事務職員、各部教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、人権教育チーフ、学年主任、養護教諭、該当学級担任

## 全 教 職 員

## 関係機関等との連携

## 〈連携機関名〉

- ・ 岡山県教育委員会
- ・ 倉敷市教育委員会
- ・ 各警察署、青少年育成センター
- ・ 倉敷市育成対策推進室

## 〈連携の内容〉

- ・ 保護者や児童生徒への指導方針や対応方法の相談
  - ・ 情報交換や相談、連絡会議への参加
- 〈学校側の窓口〉
- ・ 学部教頭 ・ 生徒指導主事

## 〈連携機関名〉

- ・ 倉敷市総合療育相談センター
- ・ 児童相談所
- ・ 少年サポートセンター
- ・ 子ども相談センター

## 〈連携の内容〉

- ・ 保護者に対する専門相談や障害者支援センター等への橋渡し

## 〈学校側の窓口〉

- ・ 特別支援教育コーディネーター

## 学校が実施する取組

① いじめの防止

## 〈いじめ対策委員会の設置等〉

- ・ 管理職（学校長・副校長・教頭）を中心とした組織的な対応ができるように、いじめ対策委員会を設置するなど、学校組織を整備する。
- ・ 生徒指導分掌会では、学校全体での正確な情報収集、情報の整理・分析と適切な情報管理を行うとともに、効果的な対策の検討と全教職員への周知・共通理解を図る。

## 〈学校・家庭・地域の連携〉

- ・ 管理職（学校長・副校長・教頭）を中心として、学校・家庭・地域が相互に密接な連携を図り、一体となった教育活動を推進する。

## 〈学年・学級経営の充実〉

- ・ 「自己肯定感」「共感的人間関係」のある学年・学級集団を形成していく。

② 早期発見

## 〈実態把握〉

- ・ 朝の巡回や休み時間、更衣場所の様子に複数の教職員で目を配り、早期発見や教職員間の情報交換を心掛ける。
- ・ 「学校生活についてのアンケート」、「心の健康観察」などを行い、いじめの早期発見を心掛ける。

## 〈情報共有〉

- ・ 保護者が児童生徒の変化や、いじめを発見した際、学校への連絡方法（連絡帳等を利用）を周知する。
- ・ スクールカウンセラー等への相談申し込み方法を周知する。

③ いじめへの対処

## 〈いじめ情報の確認〉

- ・ 本校の児童生徒が、いじめを受けているとの通知を受けたとき、素早く事実確認をする。

## 〈いじめの組織的対応〉

- ・ いじめへの組織的対応をするため、いじめ対策委員会の緊急対応会議を開催する。

## 〈児童生徒への早期対応〉

- ・ いじめられた児童生徒への支援および見守り、いじめた児童生徒への指導や保護者への対応を素早く行う。